



金 沢 市 公 報

号外第5号の7

平成25年(2013年)3月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等 徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (健康総務課) 14
金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (福祉総務課) 1	1	と畜場法施行細則の一部を改正する規則 (食肉衛生検査所) 14
金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (医療保険課) 3	3	金沢市医療法施行細則の一部を改正する規則 (地域保健課) 15
介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (介護保険課) 13	13	

規 則

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第37号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第1項を次のように改める。

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。

別表第2の備考中第7項を第9項とし、第2項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

2 この表のC階層における「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を前項の規定により算出された所得割の額又は第1項の均等割の額から順次控除して得た額をこの表のC階層における所得割の額又は均等割の額とする。

別表第3の備考第1項を次のように改める。

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。

別表第3の備考中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 この表のC階層における「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第314条の7及び第314条の8並

びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を前項の規定により算出された所得割の額又は第1項の均等割の額から順次控除して得た額をこの表のC階層における所得割の額又は均等割の額とする。

別表第4の備考第2項を次のように改める。

- 2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。

別表第4の備考中第11項を第13項とし、第3項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 この表のC階層における「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を前項の規定により算出された所得割の額又は第2項の均等割の額から順次控除して得た額をこの表のC階層における所得割の額又は均等割の額とする。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第1項を次のように改める。

- 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

別表第2の備考中第6項を第8項とし、第2項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 この表のC階層における「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を前項の規定により算出された所得割の額又は第1項の均等割の額から順次控除して得た額をこの表のC階層における所得割の額又は均等割の額とする。

(金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（平成10年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「所得割課税世帯」を「所得割の額のある世帯」に改め、同表の備考第2項を次のように改める。

- 2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。

別表第1の備考中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 この表のC階層における「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を前項の規定により算出された所得割の額又は第2項の均等割の額から順次控除して得た額をこの表のC階層における所得割の額又は均等割の額とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の金沢市保育の実施に関する条例施行規則別表第1の規定は、平成25年4月分からの徴収金について適用し、同年3月分までの徴収金については、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第38号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を削る。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第2号の2を第2号とする。

第18条中「国民健康保険料還付通知書（第11号様式）又は国民健康保険料充当通知書（第11号様式の2）」を「国民健康保険料還付（充当）通知書（第11号様式）」に改める。

第19条及び第20条を次のように改める。

第19条及び第20条 削除

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第10条関係）

葬 祭 費 支 給 申 請 書

一金
上記の金額を請求します。
年 月 日
(宛先) 金沢市長

申請人 住所
氏名 印

被 保 険 者 証	記号	番号
死 亡 年 月 日	年 月 日	
被 保 険 者 氏 名	世帯主との続柄	
死 亡 原 因		
葬祭執行年月日	年 月 日	

金 融 機 関 名		支 店 名
預金種別	口 座 番 号	口 座 名 義 人

委 任 状

年 月 日

(宛先) 金 沢 市 長

被保険者 に係る金沢市国民健康保険条例第17条第1項の規定により金沢市から支給される葬祭費の受領に関する一切の権限を、次の者に委任します。

委任者 住所
(申請人) 氏名 印

受任者 住所
氏名 印

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第12条関係)

ア

(表)

国民健康保険料納入通知書																						
の国民健康保険料を決定しましたので通知します。																						
年 月 日																						
記号番号 <input style="width: 150px;" type="text"/>					金沢市長			印														
1 世帯の保険料は、次のとおりです。(年度保険料)																						
	軽減 割合	医療分保険料			支援分保険料			介護分保険料			年保険料											
		基礎控除後の総所得金額等 均等割人数 平等割月額	所得割額 均等割額 平等割額	基礎控除後の総所得金額等 均等割人数 平等割月額	所得割額 均等割額 平等割額	基礎控除後の総所得金額等 均等割人数 平等割月額	所得割額 均等割額 平等割額															
前回																						
増減																						
今回																						
2 各月の納付額は、次のとおりです。(年度賦課分)																						
普通徴収 (納付書又は口座振替による納付額)		前 回	今 回	納付済額	納付額	納期限																
	4月分																					
	5月分																					
	6月分																					
	7月分																					
	8月分																					
	9月分																					
	10月分																					
	11月分																					
	12月分																					
	1月分																					
	2月分																					
	3月分																					
	合計																					
							あなたの年金から特別徴収しますので通知します。															
							(年金からの天引き) 特別徴収		前 回	今 回												
4月						4月																
6月						6月																
8月						8月																
10月						10月																
12月						12月																
2月						2月																
合計						合計																
								翌年度仮徴収 特別徴収金額		4月	6月	8月										
								特別徴収義務者														
							特別徴収対象年金															
							徴収方法		年金受給額													
							特別徴収理由															
							住 所															
							世帯主氏名															
							生年月日		性別													
3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。																						
	加 入 期 間																					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1												2
国民健康保険被保険者氏名	所得割の算出基礎 年度基礎控除後の総所得金額等										保 険 料											
											医 療 分		支 援 分		介 護 分							
											月数	年保険料	月数	年保険料	月数	年保険料						
他 人 保険料合計 円										計 人 保険料合計 円 加入期間に の表示がある方は介護保険第2号被保険者として、医療分・支援分と合わせて介護分の保険料が算定されます。												
最高限度額世帯で加入者が2人以上の場合は、個人別内訳は最高限度額を按分した金額で示しています。																						
年度 保険料の算出基礎額										医 療 分 保 険 料				支 援 分 保 険 料				介 護 分 保 険 料				
										所得割額 (×)	均等割額 (1人) 円	平等割額 (世帯) 円	最高限度額 (世帯で) 円	所得割額 (×)	均等割額 (1人) 円	平等割額 (世帯) 円	最高限度額 (世帯で) 円	所得割額 (×)	均等割額 (1人) 円	平等割額 (世帯) 円	最高限度額 (世帯で) 円	

(裏)

この欄には、この保険料の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、各納期における納付額を納期限までに納入しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

イ

(表)

年度 月分 金沢市国民健康保険料 領収済通知書												年度 月分 金沢市国民健康保険料 納付書 (控)						領収証書 年度 月分 金沢市国民健康保険料					
加入者名			口座番号			納付額						加入者名 口座番号						様					
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分					年度			年度分			月別						
業務		帳票		年度		年度分		月別		記号番号			年度			年度分			月別				
徴収受託者取扱期限				納期限								納付額			延滞金			合計					
納付額		納付書番号		領収日付印					納付義務者氏名			記号番号			納期限								
延滞金		納付義務者氏名							合計			上記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関等 ()			領収日付印								
合計												この領収証書は、後日の証拠として2年間保存してください。			石川県金沢市 市町村コード								
上記の金額を領収したので通知します。 (宛先) 金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機関又は 金沢市収納代理金融機関												領収日付印 石川県金沢市 市町村コード						石川県金沢市 市町村コード					

(裏)

<p>()金沢市指定金融機関等とは</p> <p>金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機関、 金沢市収納代理金融機関又は 金沢市保険料徴収受託者</p> <p>をいいます。</p>		
--	--	--

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第13条関係)

(表)

様	領 収 済 通 知 書	金沢市国民健康保険料 納付書 (控)	督 促 状																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="5">特別会計 国民健康保険料</th> </tr> <tr> <th>業務</th> <th>帳票</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>月別</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">保険料</td> <td>記号番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">延滞金</td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>納付書番号</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>納付義務者氏名</td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>徴収受託者取扱期限</td> <td> </td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収したので通知します。</p> <p>(宛先) 金沢市会計管理者</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p> <p>石川県金沢市 市町村コード</p>	特別会計 国民健康保険料					業務	帳票	年度	年度分	月別						保険料				記号番号	延滞金					合 計					納付書番号		納付義務者氏名		徴収受託者取扱期限		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>月別</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">保険料</td> </tr> <tr> <td colspan="3">延滞金</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">納付義務者氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>石川県金沢市 市町村コード</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>領収日付印</td> <td> </td> </tr> </table>	年度	年度分	月別				保険料			延滞金			合 計			納付義務者氏名						領収日付印		<p>あなたの国民健康保険料が滞納となっています。至急最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市保険料徴収受託者に納めてください。</p> <p>本状(月 日現在作成)の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、本状がお手元に届くこともありますので御承ください。</p> <p>年 月 日</p> <p>金沢市長 印</p> <p style="text-align: center;">納 付 書 兼 領 収 証 書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">特別会計 国民健康保険料</th> </tr> <tr> <th>記号番号</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>納期限</p> <p>督促状を発送した日から起算して10日を経過した日</p> <p>上記の金額を納付します。上記の金額を領収しました。</p> <p>金沢市指定金融機関 金沢市指定代理金融機関 金沢市収納代理金融機関 又は金沢市保険料徴収受託者</p> <p>この領収証書は、後日の証拠として2年間保存してください。</p> <p>石川県金沢市 市町村コード</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>領収日付印</td> <td> </td> </tr> </table>	特別会計 国民健康保険料			記号番号	年度	年度分																						領収日付印
特別会計 国民健康保険料																																																																																										
業務	帳票	年度	年度分	月別																																																																																						
保険料				記号番号																																																																																						
延滞金																																																																																										
合 計																																																																																										
納付書番号																																																																																										
納付義務者氏名																																																																																										
徴収受託者取扱期限																																																																																										
年度	年度分	月別																																																																																								
保険料																																																																																										
延滞金																																																																																										
合 計																																																																																										
納付義務者氏名																																																																																										
領収日付印																																																																																										
特別会計 国民健康保険料																																																																																										
記号番号	年度	年度分																																																																																								
領収日付印																																																																																										

(裏)

	<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>	
--	---	--

その2

金沢市国民健康保険料 冊番 領 収 証 書				
納付者住所・氏名				
様				
業務	帳票	年度	年度分	記号番号
月別	保 険 料		延 滞 金	
	円		円	
合計				
合 計		¥		
上記の金額を領収しました。				
年 月 日				領収日付印
金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関				
この領収証書は、後日の証拠として2年間保存してください。				

金沢市国民健康保険料 冊番 領 収 済 通 知 書				
納付者住所・氏名				
様				
業務	帳票	年度	年度分	記号番号
月別	保 険 料		延 滞 金	
	円		円	
合計				
合 計		¥		
上記の金額を領収したので通知します。				
年 月 日				領収日付印
(宛先)金沢市会計管理者 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関				

備考1 この様式は、金融機関が使用する。
2 この様式は、2片式の複写式とする。

第6号様式その3を削り、同様式その4を同様式その3とし、同その3の次に次のように加える。

その4

金沢市国民健康保険料 領収済通知書					金沢市国民健康保険料 納付書 (控)			金沢市国民健康保険料納付書兼領収証書					
加入者名	口座番号	納付額			加入者名	口座番号		納付者住所・氏名					
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分										
業務	帳票	年度	年度分	月別	記号番号			年 月 日までに納めてください。					
徴収受託者	取扱期限	払込期限		年度	年度分	月 別							
							年 月 日						
							領収日付印						
							上記の金額を納付します。 この領収証書は、後日の証拠として2年間保存してください。						
							上記の金額を領収しました。						
							金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市保険料徴収受託者						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						
							領収日付印						
							上記の金額を領収しました。						
							石川県金沢市 市町村コード						

第6号様式その5を削る。

第7号様式の2を次のように改める。

第7号様式の2 (第13条関係)

年	月	日
様		
金沢市長		印
年度国民健康保険料特別徴収開始通知書		
<p style="text-align: center;">年度国民健康保険料については国民健康保険法第76条及び第76条の4において準用する介護保険法第135条の規定によりあなたの年金から特別徴収しますので通知します。</p>		
世帯主氏名		
生年月日		性別
住 所		
記 号 番 号		
年度からの特別徴収義務者等		
特別徴収義務者		年金受給月
特別徴収対象年金		保 険 料 額
年 金 受 給 額		4 月
		6 月
<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>		

第11号様式を次のように改める。
 第11号様式 (第18条関係)

(表)

年 月 日																																						
様																																						
金沢市長 印																																						
国民健康保険料還付 (充当) 通知書																																						
金沢市国民健康保険条例第38条の規定により、次のとおり過誤納となっているあなたの国民健康保険料を還付 (充当) します。																																						
1 過誤納金内訳																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">還付番号</th> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">年度分</th> <th style="width: 40%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">記号番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	還付番号	年度	年度分	科 目	記号番号																																	
還付番号	年度	年度分	科 目	記号番号																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">月別</th> <th colspan="3" style="width: 30%;">保 険 料 (円)</th> <th colspan="3" style="width: 30%;">延 滞 金 (円)</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">納付年月日</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">納付した額</th> <th style="width: 10%;">納付すべき額</th> <th style="width: 10%;">過誤納金額</th> <th style="width: 10%;">納付した額</th> <th style="width: 10%;">納付すべき額</th> <th style="width: 10%;">過誤納金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right; padding-right: 20px;">過誤納金額合計</td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	月別	保 険 料 (円)			延 滞 金 (円)			納付年月日	納付した額	納付すべき額	過誤納金額	納付した額	納付すべき額	過誤納金額									計								過誤納金額合計							円
月別		保 険 料 (円)			延 滞 金 (円)				納付年月日																													
	納付した額	納付すべき額	過誤納金額	納付した額	納付すべき額	過誤納金額																																
計																																						
過誤納金額合計							円																															
2 還付加算金																																						
還付加算金 円																																						
3 充当明細																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">年度</th> <th style="width: 5%;">年度分</th> <th style="width: 10%;">科 目</th> <th style="width: 10%;">記号番号</th> <th style="width: 5%;">月別</th> <th style="width: 10%;">保険料 (円)</th> <th style="width: 10%;">延滞金 (円)</th> <th style="width: 10%;">充当金額(円)</th> <th style="width: 10%;">充当年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right; padding-right: 20px;">充当金額合計</td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	年度分	科 目	記号番号	月別	保険料 (円)	延滞金 (円)	充当金額(円)	充当年月日										充当金額合計								円											
年度	年度分	科 目	記号番号	月別	保険料 (円)	延滞金 (円)	充当金額(円)	充当年月日																														
充当金額合計								円																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">過 誤 納 理 由</th> <th style="width: 15%;">更正年月日</th> <th style="width: 45%;">還付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	過 誤 納 理 由	更正年月日	還付金額			円																																
過 誤 納 理 由	更正年月日	還付金額																																				
		円																																				

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

第11号様式の2を削る。

第12号様式から第16号様式までを次のように改める。

第12号様式から第16号様式まで 削除

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。）第106条第1項」を「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第133条第1項」に改め、同条第3項第3号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第74条第1項（同令第182条）を「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号）第95条第1項（同条例第204条）」に改め、同条第7項中「法第74条第2項の条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第3条の2第1項第3号中「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第66条第2号」を「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第49号）第69条第2号」に改め、同条第2項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準省令」という。）第112条第1項」を「金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第114条第1項」に改め、同条第6項中「法第115条の4第2項の条例」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改める。

第4条第2項第1号中「法第74条第1項の条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に改め、同項第2号中「法第74条第2項に規定する」を「指定居宅サービス等基準条例で定める」に改める。

第6条第1項第7号中「居宅サービス基準省令第58条」を「指定居宅サービス等基準条例第64条」に、「居宅サービス基準省令第51条」を「指定居宅サービス等基準条例第56条」に改める。

第7条の2第1項第1号中「併設本体施設（居宅サービス基準省令第124条第3項に規定する併設本体施設）を「指定通所介護事業所等（指定居宅サービス等基準条例第183条に規定する指定通所介護事業所等）」に改め、同項第8号中「居宅サービス基準省令第140条の32」を「指定居宅サービス等基準条例第189条」に、「居宅サービス基準省令第136条」を「指定居宅サービス等基準条例第164条」に改める。

第8条第1項第3号中「居宅サービス基準省令第206条」を「指定居宅サービス等基準条例第266条」に、「居宅サービス基準省令第203条第3項前段」を「指定居宅サービス等基準条例第261条第3項前段」に改める。

第9条の2第2項第1号中「法第115条の4第1項の条例」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同項第2号中「法第115条の4第2項に規定する」を「指定介護予防サービス等基準条例で定める」に改める。

第9条の5第1項第7号中「介護予防サービス基準省令第61条」を「指定介護予防サービス等基準条例第64条」に、「介護予防サービス基準省令第51条」を「指定介護予防サービス等基準条例第54条」に改める。

第9条の7第1項第1号中「併設本体施設（居宅サービス基準省令第132条第4項に規定する併設本体施設）を「指定介護予防通所介護事業所等（指定介護予防サービス等基準条例第167条に規定する指定介護予防通所介護事業所等）」に改め、同項第8号中「介護予防サービス基準省令第185条」を「指定介護予防サービス等基準条例第173条」に、

「介護予防サービス基準省令第137条」を「指定介護予防サービス等基準条例第139条」に改める。

第9条の8第1項第3号中「介護予防サービス基準省令第280条」を「指定介護予防サービス等基準条例第255条」に、「介護予防サービス基準省令第273条第3項前段」を「指定介護予防サービス等基準条例第247条第3項前段」に改める。

第12条第2号中「法第74条第1項の条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に改め、同条第3号中「法第74条第2項の条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第13条の2第2号中「法第115条の4第1項の条例」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第3号中「法第115条の4第2項の条例」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則（昭和31年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表血圧の項を削る。

別表第3号を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和59年規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 (第2条関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名
生年月日

㊟

〔申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。〕

獣 畜 検 査 申 請 書

次のとおり 月 日獣畜をと殺し、又は解体したいので、検査を申請します。

1 検査を受けようとする獣畜 (牛を除く。)

獣畜の 種 類	性別	品種	年齢	特徴	産地	病歴	投薬	その他	摘 要
									豚 頭
									馬 頭
									こつま 頭
									めん羊 頭
									山羊 頭
									(計) 頭

2 検査を受けようとする牛

性別	品種	月齢	出生の 年月日	特徴	産地	個体識 別番号	病歴	投薬	その他	摘 要
										牛 頭
										こうし 頭
										(計) 頭

備考

- 申請者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 病歴がある場合は、その病歴を詳細に記載した書類を添付してください。
- 投薬がある場合は、その動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況を記載した書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市医療法施行細則の一部を改正する規則

金沢市医療法施行細則（平成9年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号中「医師が常時3人以上勤務する診療所に」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年(2013年)3月29日 印刷

発行人

金 沢 市

平成25年(2013年)3月29日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄